⑷　技術提案書の提出期間、提出場所及び提出方法
ア　提出期間：平成25年10月31日から同年12月９日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。平成25年12月９日は午後３時まで。ただし、紙見積合わせ方式による場合は、午前10時から午後５時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。平成25年12月９日は午後３時まで。
イ　提出場所：紙見積合わせ方式による場合は、⑴に同じ。
ウ　提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙見積合わせ方式による場合は、持参又は郵送等すること。
4　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金　免除
⑶　契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行）。ただし、有価証券等（保管有価証券の取扱店　日本銀行）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　近畿中部防衛局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
⑷　契約書作成の要否　要
⑸　関連情報を入手するための照会窓口　上記３⑴に同じ。
⑹　上記２⑴イに掲げる一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない者も上記３⑶により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の決定を受けていなければならない。
⑺　当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無
⑻　詳細は説明書による。
5　Summary
⑴　Classification of the services to procured : 42
⑵　Subject matter of the contract : Construction Basic design
⑶　Time-limit to express interests by electronic bidding system : October 17, 2013, 3 : 00 P.M.
⑷　Time-limit for the submisson of proposals by electronic bidding system : December 9, 2013, 3 : 00 P.M.
⑸　Contact point for documentation relating to the proposal : Contract Division, Kinki-Chubu Defence Bureau, 4―1―67 Otemae, Chuo-ku Osaka City 540―0008 TEL 06―6945―5741

資　格

競争参加者の資格に関する公示

鹿屋㉕受配電施設新設等電気その他工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。
平成25年10月８日
支出負担行為担当官
熊本防衛支局長　飯田　恭久
◎調達機関番号　010　◎所在地番号　43
1　工事名　鹿屋㉕受配電施設新設等電気その他工事
2　工事場所　鹿児島県鹿屋市
3　工事概要
本工事は、以下の工事等を行うものである。
・受電所新設（鉄筋コンクリート造平屋建て延べ面積　約360㎡）に係る
（電気設備）電灯、動力、自動火災報知、特別高圧受配電設備（66kV）、構内外線設備等の電気設備工事一式
（機械設備）空調設備、換気設備等の機械設備工事一式
（通信）構内交換、拡声、テレビ、入退室管理設備、呼出、情報表示（時計）設備、構内線路工事等の通信工事一式
・既設受電所に係る中央監視設備、受配電設備改修、構内外線、構内線路工事一式
・上記工事の特別高圧受配電設備、中央監視設備に係る実施設計業務一式（設計・施工一括発注方式）
・上記工事の受電所新設における電気設備、機械設備、通信工事、既設受電所における受配電設備改修及び構内外線、構内線路工事に係る標準図等活用発注方式による詳細図等作成業務一式
4　工期　平成28年１月31日まで
5　競争参加資格審査申請書の交付
⑴　交付期間：平成25年10月８日から平成26年１月14日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。
⑵　交付場所：〒862―0901 熊本県熊本市東区東町１－１－11　熊本防衛支局総務課契約審査係　電話096－368－2174　ＦＡＸ096－368―0512
⑶　その他：特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。
6　申請書の提出
⑴　提出期間：平成25年10月８日から同年11月19日までの行政機関の休日を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。
⑵　提出場所：上記５⑵に同じ。
⑶　提出方法：申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。
ア　総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）又は経営規模等評価結果通知書で平成25・26年度資格審査申請の際に提出したものの写し
イ　共同企業体協定書の写し
ウ　下記７⑵アの要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成25年10月８日付支出負担行為担当官熊本防衛支局長）に示すところにより交付する入札説明書の別紙様式９と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）
⑷　その他：申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
申請書は、平成25年11月20日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時、受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
7　特定建設工事共同企業体としての資格
⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２又は３者の組合せとする。
ア　装備施設本部長から電気工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の級別の格付を受け、熊本防衛支局に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
イ　装備施設本部長が算定した電気工事に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が、1,100点以上であること。
ウ　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記アの再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
エ　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、熊本防衛支局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（施本第1605号（ＣＣＰ）。6. 8. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。
オ　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員（代表者又は代表者以外）は、次に掲げる要件を満たすものとする。
ア　平成10年度以降に、元請けとして、66kV以上の特別高圧受配電設備の工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。